

安定した高齢者医療制度を目指して

愛知県後期高齢者医療広域連合

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために
県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

平成 29 年 3 月 24 日（金）
愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
給付第一グループ
担当 伊藤（雅）、小久保、山岸
電話 052-955-1205
FAX 052-955-1298
名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館 3 階

平成 29 年 4 月（3 月施術分）からの
はり、きゅう、あん摩・マッサージの療養費支給申請に、
被保険者の署名を義務化します

マッサージ（訪問）療養費の過大受給事案（裏面参考 2 参照）の発生を受け、再発防止を図るため、当広域連合独自に制定した「愛知県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱要領」を平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

事務取扱要領の主な規定内容は、次のとおりです。

（要領本文は広域連合ホームページに掲載。従前の対応との比較については別添 1 参照）

1 代理受領の届出

- (1)代理受領の登録を行う施術師に対し、施術師、施術所、法人又は団体等に係る事項について、
拳証書類を添付した上で、広域連合に届出することを義務付け
※既に代理受領を行っているところにも、今月中に広域連合への届出をお願いしています。

2 支給申請

広域連合独自の療養費支給申請書様式を定めるとともに、以下の点の義務付けを明記

- (1)被保険者名の被保険者自身による署名（署名できない場合は、委任状を添付の上、代筆可）
※正当な理由なく本人の署名又は代筆がなされていない場合は返戻
(2)初療時における、広域連合から被保険者への支給申請内容の確認
(3)往療に係る算定距離、往療先住所又は施設名称の明示
(4)施術師、施術所及び代理受領者（以下「代理受領者等」という。）による施術録等の整備及び
5 年間の保管

3 支給申請内容の調査等

- (1)被保険者及び代理受領者等への調査の実施
(2)愛知県、社団法人及び施術同意をした医師等への、調査協力要請

4 代理受領者等への改善要請及び行政処分

- (1)過失による不適正な支給申請の場合
ア改善誓約書の提出
イ過去 1 年間の支給申請分を対象とした自主点検及び返還申出を基とした返還金の請求
(2)故意又は重過失による不正な支給申請の場合
ア5 年間の代理受領の取扱い中止
イ不正受給額の返還

（参考 1）事務取扱要領以外の再発防止策

これまでは人の目により一部の支給申請書のみを抽出して点検業務を実施してきたが、平成 29 年度からは機械点検を導入し全件点検を行う。

これにより、同一施術師による同一日の施術状況や、同一施術場所での同一日の施術状況を把握することが可能となる。

（参考 2）マッサージ（療養費）の過大受給事案について

名古屋市において訪問マッサージ治療院を経営していた株式会社 MRC（代表取締役 篠田和博氏）が、療養費を過大に受給していたもの

【過大受給の内容】

- (1)施術場所の誤り (2)同一施設の被保険者に対する往療料の重複請求 (3)施術師名の誤り
(4)施術所又は施術師の所在地の誤り (5)一部負担金の誤り

【返還請求額】

- ・被保険者が入所している介護施設等への聞き取り調査や MRC 関係者からの挙証資料により誤りが判明した平成 27 年 9 月施術 363 件分 15,500,790 円（平成 28 年 6 月 16 日付け）
以上、別添 2 報道発表資料のとおり
 - ・被保険者が入所している介護施設等への聞き取り調査や MRC 関係者からの挙証資料により誤りが判明した平成 22 年 3 月（MRC 申請開始月）～平成 27 年 8 月施術 6,696 件分 273,676,446 円 平成 28 年 9 月 29 日付け
MRC 解散手続きに伴う
債権届出時
 - ・被保険者への調査により「被保険者が療養費支給申請書へ自ら押印していないし、代理に押印することも承諾していない」ことが判明した平成 22 年 3 月～平成 27 年 9 月施術 1,125 件分 46,241,551 円（平成 29 年 3 月 24 日付け）
- 合計 335,418,787 円

※平成 27 年 10 月以降の施術分の申請については支給を保留していたが、平成 29 年 3 月 24 日の返還請求に併せ返戻

※返還請求額については、返還後、挙証資料を基に正しく請求されれば支給することとなる金額を含む

【過大受給の内容に対応した事務取扱要領の規定】

過大受給の内容	事務取扱要領の内容
(1)施術場所の誤り (3)施術師名の誤り (5)一部負担金の誤り	2 (1)被保険者自身による署名の義務付け 2 (2)初療時における広域連合から被保険者への支給申請内容の確認
(2)同一施設の被保険者に対する往療料の重複請求	2 (3)往療に係る算定距離、往療先住所又は施設名称の明示
(4)施術所又は施術師の所在地の誤り	1 (1)挙証資料を添付した上での広域連合への届出を義務付け

事務取扱要領施行に伴う取扱変更点

1 代理受領の届出

	従来に対応	要領上の規定
(1)代理受領の届出	国保連合会（愛知県国民健康保険団体連合会、支給申請書点検業務の委託先）への届出	挙証資料を添付した上での広域連合への届出も義務付け

2 支給申請

	従来に対応	要領上の規定
支給申請書様式	H P 上に国保連合会と共用の様式を掲載	独自様式を作成
(1)被保険者の署名	被保険者の自署を要請	被保険者の自署を義務付け（署名できない場合は、委任状を添付の上、代筆可） 正当な理由のない署名・代筆は返戻
(2)広域連合から被保険者への支給申請内容確認	疑義事案のみ確認	初療の被保険者へ支給申請内容を確認
(3)往療内容の明示	疑義事案毎に往療先住所及び施設名称始め、往療料の算定根拠の明記を要請	往療先住所及び施設名称始め、往療料の算定根拠の明示を義務付け
(4)施術録の整備及び保存	愛知県鍼灸マッサージ師会の会員のみ国の義務付け有	すべての支給申請に対し義務付け

3 支給申請内容の調査等

	従来に対応	要領上の規定
(1)被保険者及び代理受領者への調査	疑義事案毎に要請	代理受領者等へ対応義務付け
(2)関係機関への調査協力要請	疑義事案毎に（社）県鍼灸マッサージ師会及び愛知県へ相談	県鍼灸マッサージ師会等施術師で構成する社団法人、愛知県及び同意医師への調査協力要請

4 代理受領者等への改善要請及び行政処分

(1)過失の場合

	従来に対応	要領上の規定
ア改善誓約書提出	実例なし	代理受領者等へ義務付け
イ自主点検及び返還申出	疑義事案毎に要請	過去1年間の支給申請分を対象とした自主点検及び返還申出を義務付け

(2)故意又は重過失の場合

	従来に対応	要領上の規定
ア代理受領の取扱い中止	実例なし	5年間中止
イ返還金請求	疑義事案毎に要請	不正受給額の返還を明文化

平成 28 年 6 月 16 日 (木)
愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
給付第一グループ
担当 伊藤 (雅)、小久保、山岸
電話 052-955-1205
FAX 052-955-1298
名古屋市東区泉 1-6-5 国保会館 3 階

マッサージ (訪問) 療養費の過大受給について

名古屋市内において訪問マッサージ治療院を運営していた株式会社 MRC (代表取締役 篠田和博氏) が、過誤記載のある療養費支給申請書を提出し、当広域連合から平成 27 年 9 月分の療養費 17,041,582 円を受給していました。

当広域連合としては、支給申請書の訂正等の自主的な対応を求めてきましたが、これまで対応がなされないことから、株式会社 MRC に対して、本日付で当該療養費のうち過大受給分 15,500,790 円の返還請求を行いました。

なお、株式会社 MRC が運営する治療院の廃止届が、平成 28 年 1 月 7 日付で提出されております。

記

1 過大受給判明の経緯

平成 27 年 10 月分の療養費支給申請書の点検を行ったところ、「一人の施術師では到底不可能と思われる人数の被保険者に対する往療」「特別養護老人ホームに入所している被保険者に対する施術場所に自宅住所」が記載されていた。

これを受け、平成 27 年 9 月分の療養費を対象に、株式会社 MRC 代表取締役、施術師、特別養護老人ホームなどに対する調査を実施したところ、過誤記載に伴う過大受給が判明した。

2 過誤記載の内容

- (1) 介護施設等に入所している被保険者に対し、被保険者の自宅を施術場所として、往療料が請求されていた。
- (2) 介護施設等において一人の施術師が複数の被保険者に対し連続して施術を行った場合に、複数の被保険者それぞれに往療料が請求されていた。
- (3) 施術を行った施術師と異なる施術師名で保険請求がされていた。
- (4) 保健所に届け出た施術所又は施術師 (往療専門の場合) の所在地とは異なる場所から行った施術について保険請求がされていた。
- (5) 一部施設に入所する被保険者について本人負担を 1 回 100 円とし、法定の負担割合に基づく金額が徴収されていない施術について保険請求がされていた。

3 今後の対応

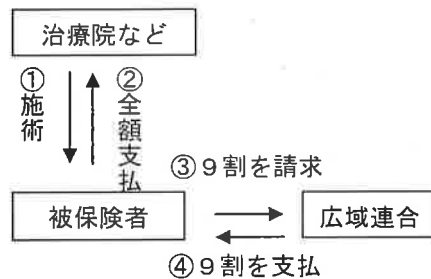
裁判手続きに入ることも検討している。

参考

1 療養費について

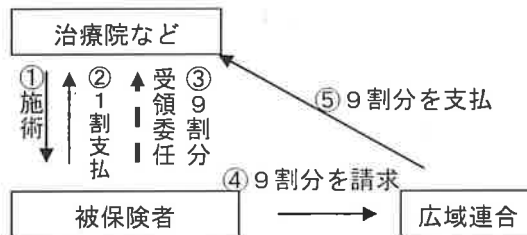
被保険者が保険医療機関及び保険薬局で診療を受けた場合、被保険者は、かかった医療費を全額負担するのではなく、自己負担分のみを負担すれば足りることになっている。(医療に関する現物給付＝「療養の給付」。残りの医療費は、保険医療機関及び保険薬局が保険者である広域連合に請求し、支払を受ける。)

鍼灸マッサージは、保険医療機関で行う現物給付ではなく、保険医療機関以外での治療行為として位置づけられており、治療を受けた被保険者は、一旦、治療費の全額を支払い、その後、被保険者自身が広域連合に対して、支払った額から自己負担額を除いた額を請求し、広域連合から被保険者に対して現金(「療養費」)が支払われる仕組みになっている。



しかしながら、この請求作業は煩雑で被保険者にとって多大な負担となるため、当広域連合では被保険者から委任を受けた施術師等が療養費の請求事務と受領を行う「受領委任制度」を認めている。

これにより、被保険者は施術を受けた場合に、一部負担金を支払うのみで済むこととなる。



2 往療料について

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に、施術所所在地又は施術師の住所地から患者の家までの直線距離で算定する。

起点住所から施術場所までの距離が16キロを超えた場合は保険適用外となる。

同一家屋で同じ時間帯に複数の患者が施術を受けた場合、往療料を算定できるのは一人に対してのみである。

往療距離と往療料

往療距離	往療料
～2 km	1,800 円
2～4 km	2,600 円
4～6 km	3,400 円
6 km～	4,200 円